

大村警察署協議会第2回会議議事概要

日 時	令和5年4月28日（金） 14時00分～15時30分
場 所	大村警察署訓授室
出 席 者	1 協議会 伊藤会長 中牟田委員 井上委員 岩崎委員 大塚委員 村川委員 2 警察署 松尾署長 吉住副署長 白田警務課長 鋤塚生活安全課長 島森交通課長 西田地域課長 3 書記 警務係長
会議の状況	1 前回会議での協議会の意見に対する推進状況について 署長から、前回協議会における提出意見である「新生活に向けた交通環境の整備及び交通マナー啓発活動の推進」に対する推進状況について、次のとおり説明があった。 (1) 交通環境の整備 ア 信号機の整備 国道34号線の陰平町交差点に信号機を新設し、慢性的な交通渋滞が発生している朝夕の時間帯におけるサブ道路から国道へ流入がしやすいように改善した。 イ 横断歩道及び自転車横断帯の新設 JR新大村駅開業に伴う付近の歩行者や自転車の安全対策とし、JR新大村駅周辺に横断歩道及び自転車横断帯を新設した。 (2) 交通マナー啓発活動 講習会等のあらゆる機会を通じて、新自転車安全利用五則及び自転車乗車用ヘルメットの着用努力義務化についての広報啓発活動を実施した。 (3) 交通事故抑止に資する指導取締りの実施 速度違反や信号無視、一時停止違反等の交通違反についての指導取締りを強化し、自転車利用者の交通違反についても警告・指導等を実施した。 2 令和5年1月から3月までの業務重点推進結果について 署長から、次のとおり説明があった。 (1) 生活安全課関係 犯罪抑止対策の推進 ア 生活安全ニュース及び防災行政無線等を活用した情報配信 大村市内における犯罪発生状況に合わせて「生活安全ニュース」を作成し、FAXネットワークを活用して関係機関への情

報提供を行った。また、ニセ電話詐欺の予兆電話が確認された際は、防災行政無線を活用した市民への注意喚起を行った。

イ 高齢者宅への訪問活動の実施

不審電話が架かってきた高齢者宅等を訪問し、防犯指導や自動録音警告機を設置するなどしてニセ電話詐欺被害の防止活動を実施した。

ウ ニセ電話詐欺被害防止功労者に対する感謝状贈呈

ニセ電話詐欺被害を未然に防止したコンビニエンスストアの従業員等に対して署長感謝状を贈呈した。

エ 金融機関防犯協会と連携した広報活動

大村市金融機関防犯協会と連携した広報活動の実施

大村市金融機関防犯協会の協力を受け、ニセ電話詐欺被害の防止を呼び掛ける年賀状1,197枚を作成・郵送し、市民に対する注意喚起を図った。

(2) 地域課関係

ア 110番通報の適正な利用促進の広報活動

「110番の日」に合わせ、JR新大村駅及び大村競艇場のコミュニティパークである「グリーン大村」において110番通報の適正な利用に関する広報活動を実施した。

イ 高齢世帯に対する巡回連絡活動及び事件・事故防止活動の推進

本年1月から3月末までの間、新型コロナウイルス感染症予防対策に配慮した上で、高齢者世帯を中心に5,232世帯に対して巡回連絡活動を実施し、犯罪及び事故の防止対策や住民の困り事等についての意見要望を聴取した。

(3) 刑事課関係

ア 各種犯罪の検挙推進

令和5年（1～2月）の刑法犯認知件数・検挙件数統計の説明

イ 暴力団排除活動の推進

現在、定期的にも実施している大村競艇場の大型映像装置による暴力団排除運動の広報活動について、大村市ボートレース企業局と近日中の実施に向けての協議・調整中である。

(4) 交通課関係

ア 飲酒運転根絶対策の推進

(ア) 検問などの交通指導取締りの強化

令和5年2月下旬、大村市岩松町の国道上で諫早警察署、川棚警察署及び交通機動隊と合同での飲酒検問を実施し、飲酒運転被疑者の検挙はなかったが、無免許運転被疑者を現行犯逮捕した。

(イ) ハンドルキーパー運動の推進

酒類提供飲食店等に対してハンドルキーパー運動への協力依頼を実施し、悪質な飲酒運転の根絶対策を図った。

イ 自転車の交通事故防止対策の推進

講習会等のあらゆる機会を通じて、新自転車安全利用五則及び自転車乗車用ヘルメットの着用努力義務化についての広報啓発活動を実施した。

	<p>(5) 警備課関係</p> <p>ア 大規模自然災害等緊急事態への的確な対処</p> <p>(ア) 緊急事態が発生した場合の迅速かつ的確な対応 期間中、警戒を要する気象警報の発表及び緊急事態の発生はなかった。</p> <p>(イ) 関係機関との連携強化 2月中旬、長崎空港において開催された不法侵入者対応訓練に機動隊と共に参加し、G7サミットを前に関係機関との連携を強化した。</p> <p>イ テロ対策の推進</p> <p>(ア) 広報活動の推進 小型無人機等規制法の飛行禁止区域に陸上自衛隊竹松駐屯地が新たに指定されたことに伴い、同区域での飛行禁止を周知するため、広報チラシを作成・配布の上、SNSやホームページに掲載しての広報を実施した。</p> <p>(イ) 各種事業者対策の推進 テロリストが利用する可能性がある宿泊施設やインターネットカフェ、レンタカー業者等の事業所を訪問の上、注意喚起を実施するとともに不審な利用者があった場合の協力依頼を行った。</p> <p>3 業務重点推進計画について 署長から、次のとおり説明があった。</p> <p>(1) 生活安全課関係 新学期における少年の非行防止・犯罪被害防止活動の推進</p> <p>(2) 地域課関係 春の行楽シーズンにおける山岳遭難等防止対策の推進</p> <p>(3) 刑事課関係 選挙違反取締り活動の推進</p> <p>(4) 交通課関係 通学路の安全対策の推進</p> <p>(5) 警備課関係</p> <p>ア G7長崎保健大臣会合に向けた警戒の強化</p> <p>イ 大規模自然災害等緊急事態への的確な対処</p> <p>ウ テロ対策の推進</p>
提出意見	<p>○ 市民と一体となった犯罪抑止対策の効果的な推進 テレビやラジオ、SNS等の媒体を活用した、真に市民に浸透するような犯罪抑止対策活動を推進してもらいたい。</p>